

議案第7号

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

職員の勤務1時間当たりの給与額の算定方法の適正化を図るため、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

山都町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年山都町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第24条中「及びこれに対する地域手当の月額」を「、これに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当（月額により定められているものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び<u>これに対する地域手当の月額</u>の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間数を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、<u>これに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当(月額により定められているものに限る。)</u>の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間数を減じたもので除して得た額とする。</p>

## 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（概要）

令和元年 11 月 20 日付け市町村第 1124 号により、給与の適正化に向けた取り組みについて、地方自治法第二百四十五条の四第 1 項の規定に基づく通知（技術的助言若しくは勧告）が行われました。

このうち、山都町一般職の職員の給与に関する条例第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出について、適正化を図るために必要な条例改正を行います。

改正概要：職員の時間外手当等の基礎額となる勤務 1 時間当たりの給与額の算定方法を労働基準法に規定する算定方式に改める

## 【現行】

$$\text{一時間当たり給与額} = \frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当}) \times 12 \text{ 月}}{7.75 \times (5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} - \text{祝祭日及び休日等})}$$

## 【改正後】

$$\text{一時間当たり給与額} = \frac{\{\text{給料月額} + \text{地域手当} + \text{月額特殊勤務手当}\} \times 12 \text{ 月}}{7.75 \times (5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} - \text{祝祭日及び休日等})}$$

## ※今回の改正により、該当となる月額特殊勤務手当

○山都町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年山都町条例第 44 号）  
（特殊勤務手当の種類）

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- |     |            |             |
|-----|------------|-------------|
| (1) | 税務手当       | 400 円/1 日   |
| (2) | 感染症等防疫作業手当 | 400 円/1 日   |
| (3) | 夜間看護手当     | 5,000 円/1 回 |
| (4) | 用地交渉従事手当   | 500 円/1 日   |
| (5) | 放射線取扱手当    | 5,000 円/1 月 |